



離婚した時の手続

手続案内 ⑧

- ◇ 離婚した時の区役所での主な手続のご案内です
- ◇ 各手続に必要なもの、詳細等については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 配偶者が外国人の場合は、その他の手続が必要になる場合があります。

令和8年4月1日更新

分類	手続・対象		手続に必要なもの	受付窓口		問合せ先 局番 788	
				階	番号		
一般	離婚届を提出する	【協議離婚】 離婚届 ※届出書に成年の証人2人の署名等 が必要です。	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)	2	205	戸籍課 戸籍担当 7731	
		【調停離婚又は裁判離婚】 離婚届	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本(調停離婚)又は裁判 の謄本及び確定証明書(裁判離婚)				
	離婚後も姓を変えず、 結婚中の姓を使いたい場合	離婚の際に称していた氏を称す る届(戸籍法77条の2の届)	<input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届				
	申立てを行った夫又は妻が、和解・調停成立、認諾又は裁判確定の日から 10日以内に離婚届を提出してください。						
	離婚届と同時に、離婚の日から3か月以内に届出てください。						
	離婚に伴って住所を異動する場合は、「引っ越しの手続」をご覧ください。			2	207	戸籍課 登録担当 7734	
離婚した夫婦の 住民票を別世帯にする	住民異動届(世帯分離)	<input type="checkbox"/> 本人確認資料 ^{*1,2}	2	202	保険年金課 保険係 7835		
	横浜市国民健康保険に加入されている方は、資格確認書 ^{*5} の変更手続が必要 な場合があります。						
氏名 変更 した 場合	氏名変更前の旧姓で印鑑登録をして いる(姓ではなく名だけの印鑑で登録 していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印 鑑登録申請が必要です。詳細はお問い合わせください。		2	207	戸籍課 登録担当 7734	
	個人番号カードを持っている	個人番号カード表面記載変更 届	<input type="checkbox"/> 個人番号カード ※3 (暗証番号の入力が必要です)				
	署名用電子証明書の発行を受けてい る	これまでの署名用電子証明書は失効します。 改めて署名用電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせくださ い。					
	国民年金に加入している	国民年金氏名変更届	原則、届出の必要はありません。 ※いままでの納付書は、氏名変更後もそ のままお使いになれます。	2	204	保険年金課 国民年金係 7831	
	第3号被保険者(厚生年金・共済組合 加入者の被扶養配偶者)から国民年 金第1号被保険者へ変更する ※厚生年金・共済組合加入者の方は、勤務先にお尋ねください。	国民被保険者資格取得・異動届	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書など基礎年金番号が 分かるもの <input type="checkbox"/> 離婚等の日が分かる書類				
	原則、年金を受給している方の氏名変更については、日本年金機構から 送付される案内に従って手続を行ってください。※ただし、日本年金 機構にマイナンバーが収録されていない方は、届出が必要です。 共済年金については各共済組合にお尋ねください。		(お問い合わせ先) 横浜南年金事務所(045-742-5511) ※共済年金及び下記を除く (お問い合わせ先) 障害基礎年金のみの受給(権)者の方は窓口 でお尋ねください。				
	右記の被保険者証等を持っている場 合には、氏名変更手続がそれぞれ必 要です。	国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書、 介護保険被保険者証		2	202	保険年金課 保険係 7835	
		重度障害者医療証		<input type="checkbox"/> 左記医療証	2	201	保険年金課 給付担当 7838
		身体障害者手帳、療育手帳 (18歳未満の方)			4	404	こども家庭 支援課 こども家庭係 7772
身体障害者手帳、療育手帳、 自立支援医療受給者証(更生医療) (18歳以上の方)			4	402	高齢・障害 支援課 障害者 支援担当 7850		
精神障害者保健福祉手帳、自 立支援医療受給者証(精神通 院医療) ※郵送又はインターネットからも手続き できます。		<input type="checkbox"/> 左記手帳及び受給者証 <input type="checkbox"/> 新しい氏名の健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号がわかるもの	4	401	高齢・障害 支援課 障害者 支援担当 7848		
小児慢性特定疾病医療受給者証 自立支援医療(育成医療)受給者証 横浜市養育医療券			4	404	こども家庭 支援課 こども家庭係 7785		

		特定医療費(指定難病)医療受給者証、特定疾患医療受給者証 ※生計中心者の変更がある場合は、その手続も必要になる場合があります。	4	402	高齢・障害 支援課 高齢・障害係 7773	
	母子健康手帳(予防接種券)を持っている	手続は必要ありません。そのままお使いいただけます。	4	404	子ども家庭 支援課 子ども家庭係 7785	
	医療系等免許証(医師、調理師、薬剤師、看護師、栄養士等)を持っている	籍訂正・免許証書換交付申請 名簿訂正申請 <input type="checkbox"/> 各免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄・抄本等	4	406	生活衛生課 食品衛生係 7872	
	犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届 (飼い主又は飼い主の氏名住所等に変更がある場合は窓口に届出てください) <input type="checkbox"/> 犬の鑑札	4	407	生活衛生課 環境衛生係 7873	
	125cc以下のバイクを持っている ※125CC超のバイクは、関東運輸局、軽自動車は軽自動車検査協会でご確認ください。	原動機付自転車登録変更 (氏名変更)の届出 <input type="checkbox"/> 本人確認書類※1 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(ある場合のみ)	3	303	税務課 7746	
扶養関係に変更がある場合	厚生年金や共済年金加入者の配偶者の被扶養家族であった方が扶養対象ではなくなり、 国民年金に加入 する	国民年金被保険者資格取得・異動届(申出書) <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書など基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書	2	204	保険年金課 国民年金係 7831	
	配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市 国民健康保険に加入 する場合	国民健康保険資格取得届 <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料※1	2	202	保険年金課 保険係 7835	
子ども関係	離婚届を出しただけではお子さんの戸籍は変わりません。お子さんの戸籍の変更については、担当窓口にお尋ねください。		2	205	戸籍課 戸籍担当 7731	
	小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する(ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届 <input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険の資格確認書等※5	2	201	保険年金課 給付担当 7838	
	児童手当の受給者を変更する ※離婚(別居)された月内又は翌日から15日以内に手続してください。さかのぼっての支給はありません。	新たに受給者になる方による請求手続 ※離婚前提の別居をしていれば請求手続ができる場合があります。窓口でご相談ください。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証(共済組合加入の方のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認資料※1 ※必要なものがすべてそろっていても、まずは窓口にお越しください。	4	404	子ども家庭 支援課 子ども家庭係 7785
	ひとり親家庭等になった場合	児童扶養手当 の請求 ※条件により必要な書類が異なるため、事前に窓口にご相談ください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄・抄本 ※無料交付が受けられる場合があります。窓口でお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 個人番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 年金手帳など基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 本人確認資料※1	4	404	子ども家庭 支援課 子ども家庭 支援担当 7772	
	(ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度より重い障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父子家庭又は母子家庭等のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者の所得制限があります)	福祉特別乗車券 の申請 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 (児童扶養手当の対象となる方に交付します。)	4	404	子ども家庭 支援課 子ども家庭係 7785	
		ひとり親家庭等医療費助成 の申請 水道料金基本料金相当額減免 申請 <input type="checkbox"/> 健康保険 資格確認書等※5 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 所得証明書※4 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(年金世帯)(児童扶養手当証書を持っていない方の場合) <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援課からの連絡票 (児童扶養手当世帯)	2	201	保険年金課 給付担当 7838	
		ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、 小児医療証をお持ちの場合は返却 してください。 粗大ごみ処理手数料減免申請 は、粗大ごみ受付センター(0570-045-150、IP電話、PHSは330-5111)にお問い合わせください。				
	保育所等世帯状況の変更等手続	認可保育所等へ子供が入所している方 ※必要な手続、書類はお問い合わせください。	4	404	子ども家庭 支援課 子ども家庭係 7795	

※1 運転免許証、パスポート。その他については、電話等で必ず確認してください。

※2 代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続をする場合は「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。

※3 本人以外が申請する場合は、電話等で必ず確認してください。

※4 申請日によって必要な年度が違いますのでお問い合わせください。

※5 資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかをお持ちください。